

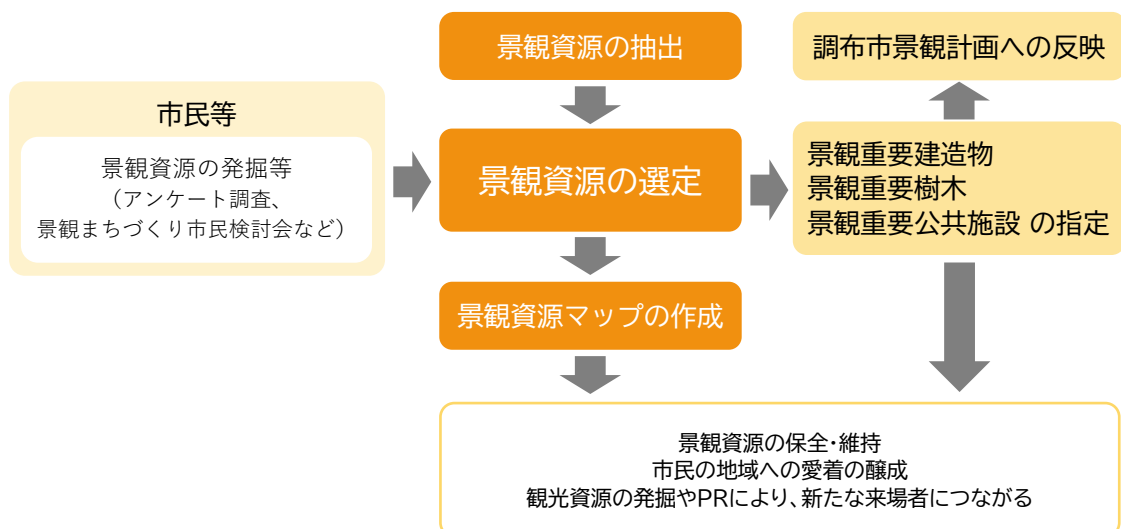


## 第5章 重要な景観資源等の指定の方針

### 5-1. 重要な景観資源等の検討・指定

地域固有の景観を育み、市民の愛着を醸成するためには、地域のシンボルとなる重要な景観資源を発見、保全するとともに、点から面への景観形成につなげていくことも重要です。市内にある景観資源は、市民共有の財産と捉え、それらを生かした景観まちづくりを進めていきます。

景観まちづくり市民検討会などの場や、市民や子どもを対象に実施するアンケート結果を通して、市内の貴重な景観資源を発掘、抽出していきます。これらの結果をもとに、景観資源の選定や、必要に応じて景観計画に定める景観重要建造物等への指定、保全・維持管理に努めます。また、これらの景観資源を活用し、景観資源マップの作成やPRなどを行うことで、市民の更なる愛着の醸成や、市内外からの来訪者の増加といった効果も期待されます。



## 5-2. 景観重要建造物

景観法第8条第2項第3号関係

### (1) 指定方針

景観重要建造物は、歴史的または文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な建造物を景観法に基づいて指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良好な景観の形成にとって重要な建造物や市民に親しまれている建造物等を指定の対象とします。

### (2) 指定基準

道路や公園等の公共空間から容易に望見できること、また以下に示す項目のいずれかに該当することを指定の基準とし、加えて所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ①市・都指定文化財に指定されている建造物
- ②有形文化財に登録されている建造物
- ③地域における歴史や文化を後世に伝える建造物
- ④地域の良好な景観の形成の規範となる建造物
- ⑤市民に広く愛され、親しまれている建造物

### コラム

#### ちょうふ八景

- ・調布市には多摩川や神代植物公園などの豊かな自然の恵みに加え、深大寺、布多天神社など由緒ある寺社も多く、さらに実篤公園・武者小路実篤記念館などの見どころも随所にあります。
- ・「ちょうふ八景」は、昭和60(1985)年に調布市が市制施行30周年を迎えたことを記念して、公募により選ばれた市内の見どころをまとめたものです。



深大寺と神代植物公園



調布不動尊と國領神社の千年乃藤



四季の多摩川と花火



実篤公園と記念館



近藤勇の史跡と野川公園



槽嶺神社と明照院



布多天神と市



上石原若宮八幡とはげの緑

## 5-3. 景観重要樹木

### (1)指定方針

景観重要樹木は、歴史的または文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な樹木を景観法に基づいて指定するものです。

このため、地域の良好な景観の形成にとって重要な樹木や市民に親しまれている樹木等を指定の対象とします。

### (2)指定基準

道路や公園等の公共空間から容易に望見できること、また以下に示す項目のいずれかに該当することを指定の基準とし、加えて所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。

- ①市・都指定文化財に指定されている樹木
- ②保存樹木に指定されている樹木
- ③昔からの伝承があり、地域の遺産としての価値がある樹木
- ④樹高や樹形が地域のシンボリックな存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- ⑤市民に広く愛され、親しまれている樹木

#### 景観法における「樹木」について

- ・景観形成樹木は、景観上重要な単木のほか、並木や樹群の樹木も対象としています
- ・さらに、樹林地などのまとまりのある緑地は、他の制度（特別緑地保全地区）もあわせて活用しながら、景観の保全を図っていきます

#### コラム

##### 景観重要樹木の指定の例（埼玉県春日部市）

- ・春日部市の中心部に位置する「ふじ通り」（春日部郵便局交差点～地方庁舎交差点までの区間）は、両側の歩道約1kmにわたって「フジ」が植栽されており、春に美しく咲く姿は訪れる人の目を楽しませています。
- ・春日部市では、地域のシンボルとして親しまれているふじ通り沿道の「フジ」を、将来に渡り維持・保全するため、景観法に基づく景観重要樹木に指定しています。

##### 〈指定概要〉

指定樹木：ふじ通り沿道のフジ（約200本）

所在地：ふじ通り（春日部郵便局交差点から地方庁舎交差点まで）

指定年月日：平成28(2016)年3月18日

樹木所有者：春日部市



出典：春日部市ホームページ

## 5-4. 景観重要公共施設

景観法第8条第2項第4号口関係

### (1) 指定方針

道路、河川、公園等の公共施設のうち、景観上の骨格を成しているもの、また市あるいは地域のシンボルとなっているもの等、景観形成上重要な役割を担っている公共施設を、次の指定の方針を踏まえるとともに、施設管理者等の同意に基づいて景観重要公共施設として指定します。

- ①市の「顔」となっている公共施設
- ②市の景観の骨格を形成する軸あるいは拠点等の一部を構成する公共施設
- ③市または地域の景観の形成において先導的な役割を果たす重要な公共施設

### (2) 景観重要公共施設

上記「景観重要公共施設の指定の方針」を踏まえて抽出した対象を以下に列記します。

#### 景観重要公共施設

対象施設名	管理者	備考
甲州街道（国道20号）	国	国道20号。一部、並行して旧甲州街道が通る。
多摩川	国	市の南部に位置している一級河川。
神代植物公園	東京都	大温室やばら園、芝生広場等がある。

### (3)整備に関する事項

#### ①甲州街道(国道20号)

市内を東西に横断し、主要な交通網の一つとなっている甲州街道は、沿道に街路樹が植えられ、四季折々の特徴ある道路景観を創り出しています。また、八雲台2丁目付近から柴崎1丁目付近にかかる馬橋では、桜並木が映える野川や市の南北を縦断するサイクリング道路が交差し、地域に根ざした良好な景観を形成しています。

今後、関係各機関と連携を図りながら、沿道の街路樹、野川などの自然資源と一層の調和を図り、甲州街道周辺を含めた都市空間全体の質の向上に努めます。



#### ②多摩川

市の南部に位置する多摩川は、市民の憩いの場であるとともに、良好な景観形成の骨格をなす市民共通の財産となっています。

「多摩川水系河川整備計画」等に基づき、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮した整備を進め、多摩川らしい河川景観の形成に努めます。



#### ③神代植物公園

市の北部に位置する神代植物公園は、四季を通じて草木の姿や花の美しさを味わうことができ、緑が溢れる市民の憩いの場であるとともに、市外から観光客が訪れる広域的な活動交流拠点となっています。公園内には、武蔵野の面影を残す樹林や、一部のエリアでは湧水が集まってできた湿地帯が見られます。

今後、関係各機関と連携を図りながら、「神代植物公園マネジメントプラン」に基づき整備・管理を進め、樹林や湧水などの自然資源を生かした景観形成に努めるとともに、人々の活動が創出する魅力ある景観形成に努めます。

